

令和2年度 第3回富士圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議

日時：令和3年1月8日（金）

午後7時～8時30分

会場：富士総合庁舎2階201会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 長寿社会保健福祉計画圏域計画の策定

3 報 告

(1) 地域リハビリテーションの強化推進

(2) 地域包括ケア情報システム「シズケア*かけはし」の活用

(3) 入退院支援ガイドライン・富士圏域医療と介護の情報連携の手引きについて

4 その他

5 閉 会

【配布資料】

- ・富士圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議 出席者名簿、座席表、設置要綱、新型コロナウイルス感染防止対策について
- ・資料 1：地域包括ケア推進ネットワーク会議（圏域会議）の概要
- ・資料 2：高齢者保健福祉圏域における計画 富士圏域（案）
- ・資料 3：高齢者保健福祉圏域における計画 富士圏域（案） 新旧対照表
- ・資料 4：地域リハビリテーションの強化推進
- ・資料 5：地域包括ケア情報システム「シズケア*かけはし」の活用
- ・資料 6：入退院支援ガイドライン・富士圏域医療と介護の情報連携の手引きについて
- ・参考資料1：令和2年度 第2回富士圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議（次第）
- ・参考資料2：計画圏域（素案） 富士圏域 ※第2回会議時資料
- ・参考資料3：令和2年度 第2回富士圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議（議事録）
- ・参考資料4：第9次静岡県長寿社会保健福祉計画（案）への県民意見の募集について
- ・参考資料5：新型コロナウイルスから高齢者を守ろう!!

【富士圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議 委員名簿】

所属団体名	役職	氏名	備考
一般社団法人富士市医師会	在宅医療委員会 委員長	鈴木 康将	
一般社団法人富士宮市医師会	副会長	岡村 文夫	欠席
一般社団法人富士市歯科医師会	専務理事	近藤 正明	欠席
一般社団法人富士市薬剤師会	会長	和田 泰明	
静岡県介護支援専門員協会 (富士宮市中部包括支援センター)	主任介護支援 専門員	小松 美代	
静岡県老人保健施設協会 (医療法人財団 百葉の会 ききょうの郷)	事務室長	澤田 和也	
富士市介護保険事業者連絡協議会 (グループホーム部会)	副会長	渡邊 睦	
富士市社会福祉協議会	地域支援係長	渡邊 義高	
富士宮市社会福祉協議会	事務局長	佐野 宏幸	
静岡県老人福祉施設協議会 (特別養護老人ホームすどの社 施設長)	企画経営委員長	大塚 芳正	
静岡県小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 (小規模多機能型居宅介護事業所まほろば)	副会長	秋山 幸枝	欠席
静岡県ホームヘルパー連絡協議会	会員	長原 良成	
富士市立中央病院	地域医療連携 センター長	斉藤 正美	
富士宮市立病院	地域医療連携室・ 看護師長	石川 玉代	
共立蒲原総合病院	地域医療支援室 看護師長	高井 裕美	
公益社団法人静岡県看護協会	富士地区支部 地区理事	磯崎 まさ代	
公益財団法人復康会 鷹岡病院	院長	高木 啓	欠席
静岡県訪問看護ステーション協議会 (湖山リハビリテーション病院)	理事	佐々木 卓子	
静岡県リハビリテーション専門職団体 協議会 (湖山リハビリテーション病院)	会員	上野 忍	欠席
静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会 (富士市北部地域包括支援センター)	企画委員	内田 理恵	
富士市	高齢者支援課長	今村 大延	
富士宮市	福祉企画課長	稲垣 康次	代理出席 (地域包括ケア推進係長 新谷 久美子氏)
富士健康福祉センター	所長	土屋 正純	

計23名(出席者20名)

【事務局員 名簿】

所属団体	役職	氏名	備考
富士健康福祉センター	福祉課長	山下 強志	
	医療健康課長	大竹 いづみ	
	福祉課 福祉こども班長	高橋 俊行	
	福祉課 精神保健福祉班 主事	マッグリン クリストファ	
健康福祉部	健康増進課 地域包括ケア推進室 班長	前川 功太郎	
	長寿政策課 計画班 班長	長門 英樹	

令和2年度 第3回
富士圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議座席表

令和3年1月8日(金) 19:00～ 富士総合庁舎2階 201会議室

						体温計・消毒液
富士市歯科医師会 近藤 正明		富士市医師会 鈴木 康将		富士宮市医師会 岡村 文夫		富士市立中央 病院 斉藤 正美
富士市薬剤師会 和田 泰明						富士宮市立病院 石川 玉代
県介護支援 専門員協会 小松 美代						蒲原総合病院 高井 裕美
県老人保健施設 協会 澤田 和也						県看護協会 磯崎 まさ代
富士市介護保険 事業者連絡協議会 渡邊 睦						県訪問看護 ステーション 協議会 佐々木 卓子
富士市 社会福祉協議会 渡邊 義高						県地域包括・ 在宅介護支援 センター協議会 内田 理恵
富士宮市 社会福祉協議会 佐野 宏幸						県ホームヘル パー 連絡協議会 長原 良成
県老人福祉施設 協議会 大塚 芳正						富士市 高齢者支援課 今村 大延
		富士健康福祉 センター 土屋 正純				富士宮市 福祉企画課 地域包括ケア推 進係長 新谷 久美子氏
医療健康課長 大竹 いづみ		福祉課長 山下 強志		健康増進課 地域包括ケア推進室 班長 前川 功太郎		長寿政策課 計画班長 長門 英樹
福祉課 福祉こども班長 高橋 俊行						福祉課 精神保健福祉班 マツグリン クリstoffア

富士圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議設置要綱

(目 的)

第1条 県民が重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を実現するため、医療・介護を始めとする専門職の連携を強化し、市町における地域包括ケア推進体制の整備につなげるため、富士圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議（以下「圏域会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 圏域会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 医療、介護を始めとする専門職種間の連携強化に関すること
- (2) 市町における地域包括ケア推進のための支援に関すること
- (3) 保健福祉計画の策定に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(委 員)

第3条 圏域会議は、富士健康福祉センター所長が委嘱する委員をもって構成する。

2 圏域会議に議長を置き、議長には富士健康福祉センター所長を充てる。

3 議長は、圏域会議の会務を総理する。

(任 期)

第4条 圏域会議の委員の任期は令和3年3月31日までとする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招 集)

第5条 圏域会議は議長が招集する。

2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(議 事)

第6条 議長は会議を主宰する。

2 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(庶 務)

第7条 圏域会議の庶務は、富士健康福祉センター福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月5日から施行する。

この要綱の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月20日から施行する。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

<お願い>

当センターでは、会議の実施に当たり、別紙のとおり対策を行っています。
この対策が実効性を有するものとなるよう、委員の皆様には次の事項について、御理解、御協力をお願いします。

1 参加をお控えいただく場合

- (1) 37.5度以上の発熱、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある等、体調が思わしくない場合は、慎重に判断して参加を自粛してください。
- (2) 下記に該当する場合は参加できませんので御留意ください。
 - ・ 濃厚接触者と認定され2週間経過していない。
 - ・ 新型コロナウイルス感染者患者と接触したと疑われる。(PPE等適切な感染対策を講じていた場合を除く。)
 - ・ 会議実施日より2週間以内に日本の入国規制国・地域への渡航歴がある場合、渡航歴を持つ人と接触された場合

2 会議当日の注意点

① 検温について

受付の際に体温を確認させていただきますので、当日朝の検温をお願いします。

② マスクの着用について

会場内ではマスクの着用をお願いいたします。

③ 離間距離の確保について

参加者数を制限して可能な限り参加者の離間距離を確保いたします。会議開始全、開始後、休憩時間等についても一定の距離を保つようお願いします。

④ 席の指定について

参加者の感染が確認された場合の位置把握のため、席を指定します。

3 参加者の感染が確認された場合の情報提供について

万一、参加者の感染が確認された場合で、保健当局において他の参加者が濃厚接触者に該当すると判断された場合、参加者の連絡先等の必要な情報を保健当局等に対して情報提供させていただきますので、予め御了承ください。

会議等開催時の対策

1 基本事項

- ・ 三密（密閉・密集・密接）を避け、「新しい生活様式」を徹底
- ・ 個人情報の取扱いに十分注意した上で、参加者の氏名・所属・連絡先を把握し、感染の疑い等がある場合には、必要に応じて保健当局に提供することを参加者に事前周知
- ・ 飲食を伴う懇親会は行わない。

2 参加者への依頼事項

- ・ 体調不良時（発熱・咳・倦怠感などの症状がある場合）の参加見合わせ
- ・ 行事終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合に、当該者の氏名・所属・連絡先を必要に応じて保健当局へ提供することの了承

3 開催・運営の対応

- ・ 座席は1席以上の間隔を確保、定員は会場の収容人数の半数を上限
- ・ 会場入口又は受付に手指消毒剤を設置
- ・ 受付時に参加者の検温、健康状態等を確認
- ・ 会場の換気の徹底（入り口ドア、窓など2か所以上を開放）
- ・ 不特定多数が接触する場所は、開催前後に清拭消毒、開催中も、必要に応じて共用部を消毒
- ・ 受付時にも、混雑が生じないように、参加者が距離をおいて並べるよう目印を設置する等対策
- ・ 資料類は机上配布を基本（手渡し等を行わない。）

4 担当職員の対応

- ・ 担当人数は運営に必要な最小限
- ・ 出勤前の検温・体調確認を徹底し、発熱がある場合等は自宅待機
- ・ 常時マスクを着用し、手洗い、手指消毒を徹底
- ・ 休憩時間は分散化し、対面での食事、会話を避ける